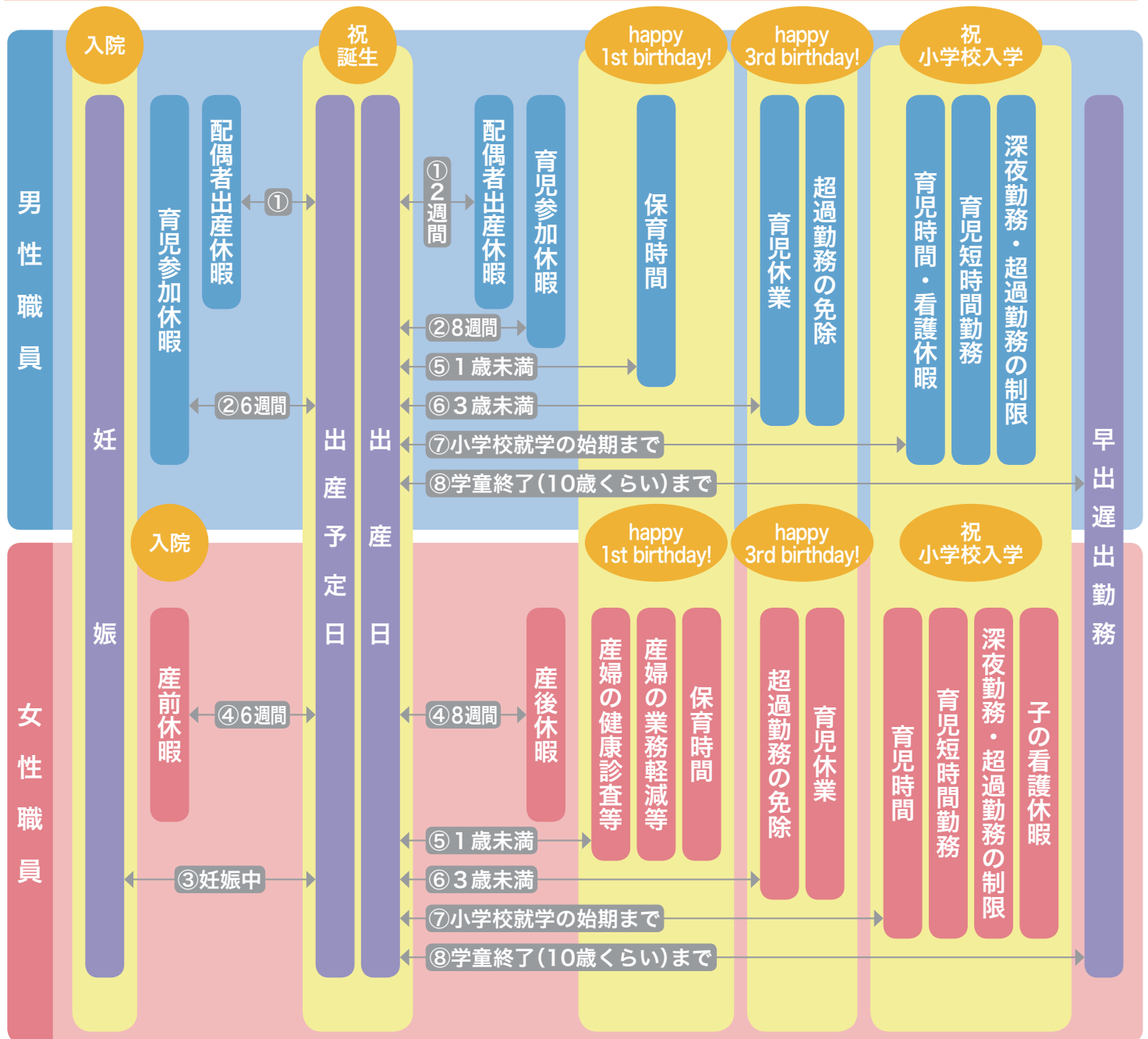




No	項目	対象		規定
		男	女	
①	配偶者出産休暇	○		入院の日から出産の日後2週間（2日の範囲内）
②	男性職員の育児参加休暇	○		産前6週間（多胎妊娠は14週間）、産後8週間までの期間（5日の範囲内）
③	妊婦の通勤緩和		○	妊娠中
	妊婦の休息・補食		○	
	妊婦の早出遅出勤務		○	
	妊婦の健康診査・保健指導		○	
	妊婦の業務軽減等		○	
④	産前・産後休暇		○	産前6週間（多胎妊娠は14週間）、産後8週間までの期間
	産婦の健康診査・保健指導		○	
⑤	産婦の業務軽減等		○	子が1歳に達するまでの期間
	保育時間	○	○	
⑥	育児休業	○	○	子が3歳に達するまでの期間
	超過勤務の免除	○	○	
⑦	育児時間	○	○	小学校就学の始期に達するまでの期間
	深夜勤務・超過勤務制限	○	○	
	育児短時間勤務	○	○	
	子の看護休暇	○	○	
⑧	早出・遅出勤務	○	○	小学校就学の始期に達するまでの間及び小学校に就学している子が放課後児童クラブ等に通う間

○育児に関する両立支援制度のほか、介護に関する休暇やフレックスタイム制度等、ワークライフバランスを推進する制度があります。